

主眼事項及び着眼点(指定訪問入浴介護事業)

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
第1 基本方針	指定訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとなっているか。	適・否	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービスとなっているか。 また、指定訪問入浴介護の提供に当たっては介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定申請書(控) 居宅サービス計画(控) 提供した個々の指定訪問入浴介護に係る記録等の文書(以下「実績記録」)など 	法第73条第1項 平11厚令第37号 (以下「基準」)第44条	法：介護保険法 基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令第37号)
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者が、指定訪問入浴介護事業所ごとに置くべき指定訪問入浴介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 看護職員の員数は、1以上となっているか。</p> <p>② 介護職員の員数は、2以上となっているか。</p> <p>(2) 訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤か。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第47条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって(1)、(2)を満たしているとみなしているか。</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> 勤務表等により確認する。 看護職員とは、看護師又は准看護師をいう。 常勤 当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が、勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 訪問入浴介護従業者の員数は、最低限必要の数を定めたものであり、訪問入浴介護の提供量に応じて、基準第50条第4号の規定に基づく体制に必要な員数を確保するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務表 出勤簿 資格証など 	法第74条第1項 基準 第45条第1項	解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平11老企第25号)
2 管理者	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	適・否 兼務の状況 有・無	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業所又は他の事業所等の職務を兼務している場合、他の事業所が同一敷地内又は道路を隔てて隣接しているか、管理上支障がないか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務表 出勤簿など 	基準第46条	
第3 設備に関する基準	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。</p> <p>(2) 専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースが確保されているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業所には、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽、車両等の設備及び備品等が備えられているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。</p>	適・否 専用・共用	<ul style="list-style-type: none"> 業務に支障がなければ他の事業と同一の事務室であっても差し支えないが、区画が明確に特定されているか。 身体の不自由な者に適した浴槽、浴槽を運搬し又は入浴設備を備えた車両等の設備及び備品を確保しているか。 他の施設等と同一の敷地内にあり運営に支障がない場合は、施設等に備え付けられた設備及び備品を使用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平面図 車検証 	法第74条第2項 基準 第47条第1項 平11老企25号 (以下「解釈」) 第3の二の2(2)	解釈 第3の二の2(3)

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第4 運営に関する基準	(4) 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第49条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって(1)から(3)を満たしているものとみなしているか。	適 ・ 否
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	適 ・ 否 説明書等有 ・ 無 同意の確認有 ・ 無
2 提供拒否の禁止	(2) 重要事項を記した文書は、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定訪問入浴介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えない。）となっているか。 指定訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定訪問入浴介護の提供を拒んではないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	適 ・ 否 提供拒否の有 ・ 無 拒否の理由()
3 サービス提供困難時の対応	指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか	事例の有無 有 ・ 無
4 受給資格等の確認	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 重要事項を記した文書に不適切な事項はないか。 利用者の同意は、どのように得ているか。当該同意については、書面によって確認することが望ましい。 <p>(重要事項の主な項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、結果の開示状況） ⑥ 利用料（保険給付対象外の費用も含む）など <ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (正当な理由の例) ① 事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。 事前に近隣の指定訪問介護事業所等の情報を収集するなど、問題発生時において必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。 <ul style="list-style-type: none"> 初回訪問時に確認し、サービス提供票等に保険者番号、要介護状態区分等、有効期間等を記載していることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営規程 ○ 利用料金等の説明文書、パンフレットなど ○ 同意に関する記録 ○ サービス提供票など 	<p>基準 第47条第2項</p> <p>法第74条第2項 基準第54条 準用(第8条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の(1))</p> <p>基準第54条 準用(第9条) 解釈準用 (第3の一の3の(2))</p> <p>基準第54条 準用(第10条)</p> <p>基準第54条 準用 (第11条第1項)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
5 要介護認定の申請に係る援助	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問入浴介護を提供するように努めているか。	適 ・ 否
	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	事例の有無 有 ・ 無
6 心身の状況等の把握	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	事例の有無 有 ・ 無
	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適 ・ 否
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適 ・ 否
	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適 ・ 否
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問入浴介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	事例の有無 有 ・ 無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項である。 ・ 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとっているか。 ・ 通常更新申請については、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。 ・ サービス担当者会議の開催状況及び当該事業所の出席状況は適切か。 ・ サービス担当者会議が開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス担当者会議で居宅介護支援事業者が提供した居宅サービス計画や課題分析票などの資料 	<p>法第73条第2項 基準第54条 準用 (第11条第2項)</p> <p>基準第54条 準用 (第12条第1項)</p> <p>基準第54条 準用 (第12条第2項)</p> <p>基準第54条 準用(第13条)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の手法としては、サービス担当者会議での情報提供等が考えられる。 ・ 介護支援専門員からの専門的な見地からの意見を求められた場合の対応は適切に行われているか。 ・ サービス担当者会議に出席できない場合、居宅介護支援事業者からの照会に応じているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護度の分布がわかる資料 ○ 実績記録 ○ 出張記録 	<p>基準第54条 準用 (第14条第1項)</p> <p>基準第54条 準用 (第14条第2項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画が作成されていない場合は、償還払いとなるが、この場合利用者は全額利用料を支払う必要があるため、現物給付ができるよう必要な援助を行うことを事業所にも求めている。 		<p>基準第54条 準用(第15条)</p>	

訪問入浴介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定訪問入浴介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問入浴介護を提供しているか。	適 ・ 否
10 居宅サービス計画等の変更の援助	指定訪問入浴介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合や居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供期間内のサービスの評価を適宜行い、計画の変更が必要な場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	適 ・ 否
11 身分を証する書類の携行	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	適 ・ 否 身分証明書 有 ・ 無
	(2) 証書等には、当該指定訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名の記載があるか。	適 ・ 否
12 サービスの提供の記録	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、当該指定訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定訪問入浴介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適 ・ 否 書面の種類 ・ サービス利用票 ・ その他の書面 ()
	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適 ・ 否
13 利用料等の受領	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	適 ・ 否
	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所からのサービス提供票の活用は、適正に行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画(控)(1)～(3) 実績記録 サービス提供票など 	基準第54条 準用(第16条)	
<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状態の変更により、事業所からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含む。 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該書面 	基準第54条 準用(第17条) 解釈準用 (第3の一の3の(7))	
<ul style="list-style-type: none"> 身分証明書の様式は、定められていないので任意の様式となるが、(2)の要件の外に、当該訪問入浴介護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 身分を証する書類(名札等) 	基準第54条 準用(第18条) 解釈準用 (第3の一の3の(8))	
<ul style="list-style-type: none"> 利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために行うものとなっているか。 利用者が所持する書面(例えば、指定居宅介護支援事業者が利用者に交付するサービス利用票)への記録が想定されるが、これに代わる記録票等でもよい。 「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5年間保存すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への交付書面(控) 	基準第54条 準用 (第19条第1項) 解釈準用 (第3の一の3の(9)) 基準第54条 準用 (第19条第2項) 鹿児島県条例	
<ul style="list-style-type: none"> 定められた利用者負担額(1割～3割相当額)の支払いを受けているか。 割引率の設定を県に届けずに端数処理等不適正な処理を行っていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 金銭台帳の類 請求書及び領収証(控) 介護給付費請求明細書 運営規程 利用料金等の説明文書 	基準 第48条第1項	
<ul style="list-style-type: none"> 費用の全額(10割)の支払いを受けているか。 		基準 第48条第2項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
14 保険給付の請求のための証明書の交付	(3) 指定訪問入浴介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。	適 ・ 否
	① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費	①費用の徴収 有 ・ 無
	② 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用	②費用の徴収 有 ・ 無
	(4) 指定訪問入浴介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適 ・ 否 同意文書 有 ・ 無
	(5) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適 ・ 否 領収証の交付 有 ・ 無
	(6) 指定訪問入浴介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問入浴介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問入浴介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問入浴介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	適 ・ 否
指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適 ・ 否 償還払い 有 ・ 無 証明書の交付 有 ・ 無	
15 指定訪問入浴介護の基本取扱方針	(1) 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われているか。	適 ・ 否
	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付の対象外の便宜に係る費用は、その実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示することが必要である。 ・ 利用者の希望による温泉水などが考えられる。 ・ 運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく、内容が適当か。 ・ また、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けているか。 ・ 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締めの一括の形でもよいが、領収証は負担金の受領の都度に交付しているか。 ・ 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 <ol style="list-style-type: none"> ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② 食事の提供に要した費用の額 ③ 滞在に要した費用の額 ④ その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） ・ 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。 ・ 償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。 ・ 様式は基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供証明書(控) ○ 居宅サービス計画(控) ○ 実績記録 	<p>基準 第48条第3項</p> <p>基準 第48条第4項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p> <p>基準第54条 準用(第21条)</p> <p>基準 第49条第1項</p> <p>基準 第49条第2項</p>	

訪問入浴介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
16 指定訪問入浴介護の具体的取扱方針	(1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しているか。	適 ・ 否
	(2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適 ・ 否
	(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	適 ・ 否
	(4) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としているか。 ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合において、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上で行うことができる。	適 ・ 否
	(5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意しているか。特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。	適 ・ 否
	(6) 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従事者に周知させているか。	適 ・ 否
17 利用者に関する市町村への通知	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	事例の有無 有 ・ 無 事例の有無 有 ・ 無
18 緊急時等の対応	(1) 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適 ・ 否 事例の有無 有 ・ 無
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
② (2)の「サービスの提供方法等」とは、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点なども含む。	○ 居宅サービス計画(控) ○ 実績記録 ○ 主治医意見の確認がなされた資料	基準 第50条第1項	
		基準 第50条第2項	
		基準 第50条第3項	
		基準 第50条第4項	
③ (4)の「サービスの提供の責任者」は、入浴介護に関する知識や技術を有した者で、衛生管理や入浴サービス提供に当たって他の従業者に対し作業手順等適切な指導を行い、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮する。また、「主治の医師の意見の確認」は、利用者の承諾を得て確認し併せて次に確認すべき時期についても確認しておくこと。	○ 消毒方法等マニュアルなど	基準 第50条第5項	
		解釈 第3の2の3の(2)④ハ	
④ (5)の「サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品」の安全衛生については、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、保管についても清潔保持に留意すること。また、皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。	○ 運営規程 ○ 緊急時の連絡体制に関する書類	基準第54条 準用(第26条)	
		解釈 第3の2の3の(14)	
・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、事業者が保険給付適正化の観点から市町村に通知しなければならない。			
・ 運営規程に必要な措置等を規定しているか。緊急時において円滑な協力を得るため、事前に利用者の主治医から必要な情報を得ていることが必要になる。		基準第51条	
・ 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。		解釈 第3の2の3の(3)②	

訪問入浴介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
19 管理者の責務	(1) 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適 ・ 否
	(2) 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に、平成11年3月31日厚生省令第37号の「第3章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適 ・ 否
20 運営規程	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ その他運営に関する重要事項	適 ・ 否
21 勤務体制の確保等	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めているか。	適 ・ 否
	(2) 指定訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。	適 ・ 否
	(3) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しているか。	適 ・ 否
	(4) 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	適 ・ 否 実施時期 ()
22 衛生管理等	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 特に、指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。	適 ・ 否 感染予防対策 に係る備品名 ()

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 管理者が従業者及び業務の管理を、一元的に行える状況にあるか。 例えば、他の事業所、施設の管理者又は他の業務を兼務している場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど当該指定訪問入浴介護事業所の管理業務に支障がないといえるかどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の業務等と兼務している場合それぞれの勤務表 ○ 出勤簿 	<p>基準 第52条第1項</p> <p>基準 第52条第2項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。 変更があった場合、変更届が適正になされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営規程 	<p>基準第53条</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 利用者の居宅サービス計画に基づいた適正なサービスを提供できるように従業者の勤務体制を定めているか。 管理者等が他の事業所と兼務している場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。 訪問入浴介護従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある者を指すものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務計画(予定)表など ○ 勤務表 ○ 辞令又は雇用契約書 	<p>基準第54条 準用 (第30条第1項)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の <u>(20)</u>①)</p> <p>基準第54条 準用 (第30条第2項)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営規程 ○ 職員研修関係記録 	<p>基準第54条 準用 (第30条第3項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 消毒方法等について作成されたマニュアル等が、訪問入浴介護従業者に周知徹底され適正に機能しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染予防に関するマニュアルなど 	<p>基準第54条 準用 (第31条第1項) 解釈準用 (第3の一の3の <u>(21)</u>)</p>	

訪問入浴介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
23 掲 示	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	適 ・ 否
	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適 ・ 否
24 秘密保持等	(1) 指定訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適 ・ 否
	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	(3) 指定訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適 ・ 否 文書による同意 有 ・ 無
25 広 告	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適 ・ 否 広告の有無 有 ・ 無
26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適 ・ 否
27 苦情処理	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	適 ・ 否
	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適 ・ 否
	(3) 指定訪問入浴介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 設備及び備品の具体的な管理方法を確認する。 重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 掲示事項の内容が実際に行っているサービス内容と一致しているか。 	○ 消毒・清掃等の作業確認表など	基準第54条準用(第31条第2項)	
<ul style="list-style-type: none"> 訪問入浴介護従業者の質的向上を図るための研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。 具体的には、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。 	○ 秘密保持に関する就業時の取り決め	基準第54条準用(第33条第1項)	
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)がされ、文書による同意を得ているか。 	○ 利用者の同意に関する記録	基準第54条準用(第33条第3項)	
<ul style="list-style-type: none"> 特に、利用料について保険給付の対象外の便宜に係る費用等その内容が適正か確認する。 	○ 広告用パンフレットなど	基準第54条準用(第34条)	
		基準第54条準用(第35条)	
<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理の相談窓口があるか。 苦情処理体制、手続きが定められているか。 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 常設窓口の所在地、電話番号、担当者等に変更はないか。変更があった場合、変更届が適正になされているか。 	○ サービス内容の説明文書 ○ 苦情処理に関する記録など	基準第54条準用(第36条第1項) 解釈準用(第3の一の3の(25)①)	
		基準第54条準用(第36条第2項) 解釈準用(第3の一の3の(25)②)	

訪問入浴介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	(4) 指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に関し、法第23条（文書の提出等）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市町村の調査 有・無 適・否
	(5) 指定訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否
	(6) 指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条（連合会の業務）第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	国保連の調査 有・無 適・否
	(7) 指定訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否
28 地域との連携	指定訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否
29 事故発生時の対応	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故の発生 有・無
	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否
	(3) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無 有・無 損害賠償保険 加入・未加入
	(4) 指定訪問入浴介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、サービスに関する苦情に対応する必要があることから、運営基準上に明確にしている。 当該指定訪問入浴介護事業所に対する利用者からの苦情に関する市町村及び国民健康保険団体連合会からの調査が行われ、指導・助言を受けた場合は、その記録が整備されているか。 		基準第54条 準用 (第36条第3項)	
		基準第54条 準用 (第36条第4項)	
<ul style="list-style-type: none"> 「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。 		基準第54条 準用 (第36条第5項)	
		基準第54条 準用 (第36条第6項)	
<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故に関する記録 ○ 緊急時の連絡体制に関する書類 ○ 損害賠償保険証書 	基準 第36条の2	
		基準第54条 準用 (第37条第1項)	
		基準第54条 準用 (第37条第2項)	
		基準第54条 準用 (第37条第3項)	
		解釈準用 (第3の一の3の(27)③)	

訪問入浴介護

主眼事項	着眼点	自己評価
30 会計の区分	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否 適・否
31 記録の整備	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ① 基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ② 基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ③ 基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ④ 基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適・否 適・否
第5 変更の届出等	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定訪問入浴介護事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。 (2) 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。	適・否 適・否
第6 介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項	(1) 指定訪問入浴介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。	適・否 割引設定の有無 有・無 (/100)

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> (2)の①においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。 下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④ 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要 ⑤ <u>利用者の推定数</u> ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所及び経歴 ⑦ 運営規程 ⑧ 協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約の内容 ⑨ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ⑩ 役員の氏名、生年月日及び住所 割引の設定については、介護サービスの種類毎に「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率(〇〇%)を設定する。 割引設定をしている場合、事前に県に届出をしているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績記録 ○ 変更届(控) ○ 変更届受理通知 【H30.10.1改正】 【H30.10.1改正】 【H30.10.1改正】 【H30.10.1改正】 ○ 介護給付費請求書(控) ○ 介護給付費請求明細書(控) ○ 領収証(控) ○ サービス提供票 ○ 実績記録 	<p>基準第54条 準用(第38条)</p> <p>平13老振18号 解釈準用 (第3の一の3の(28))</p> <p>基準 第53条の2第1項 基準 第53条の2第2項 <u>鹿児島県条例</u></p> <p>法第75条第1項 施行規則 第131条第1項 第二号</p> <p>法第75条第2項</p> <p>法第41条第4項 平12厚告第19号 (以下「報酬告示」) の 平12老企39号</p>	<p>報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示第19号)</p>

訪問入浴介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
2 基準額の算定	(2) 指定訪問入浴介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適 ・ 否
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適 ・ 否
3 身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合の算定	利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3人が指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。	適 ・ 否 事例の有無 有 ・ 無
4 清拭又は部分浴の場合の算定	訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	適 ・ 否 事例の有無 有 ・ 無
5 事業所の建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物等に居住する利用者に対する算定	指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物（以下この項において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	適 ・ 否
	指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 本県では、全てのサービスについて、1単位＝10円である。 本県では、1円未満の端数は生じない。 訪問入浴介護については、人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができる。例えば、訪問する3人の職員のうち2人が看護職員であって差し支えない。 訪問入浴介護の提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがないものである。 利用者の身体状況により入浴を見合わせた場合は、訪問入浴介護費を算定できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(控) 主治の医師の意見確認書類 実績記録 	<ul style="list-style-type: none"> 報酬告示の二 報酬告示の三 報酬告示別表の2の注1平12老企第36号(以下「解釈」)第2の3(1) 報酬告示別表の2の注2解釈第2の3(2) 報酬告示別表の2の注3解釈第2の3(3) 報酬告示別表の2の注4解釈準用(第2の2(15)) 	<p>報酬解釈：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12老企第36号）</p>
<p>① 「同一敷地内建物等」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。</p> <p>② 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義 イ 「当該事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。</p>			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>6 特別地域訪問入浴介護加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>適 ・ 否 特別地域加算 有 ・ 無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。また、当該事業所が、第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）と一体的な運営をしている場合、第1号訪問事業の利用者を含めて計算すること。</p> <p>③ 当該減算は、事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないように留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。</p> <p>（同一敷地内建物等に該当しないものの例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 <p>④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該事業所の事業者と異なる場合であっても該当するものであること。</p> <p>⑤ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義</p> <p>イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。</p> <p>ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。</p> <p>※厚生労働大臣が定める地域 平成24年厚生労働省告示第120号を参照。</p>		<p>報酬告示 別表の2の注5</p>	

訪問入浴介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
7 中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号の一)に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否 中山間地域等 加算 有・無
8 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問入浴介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否
9 サービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、訪問入浴介護費を算定していないか。	適・否
10 サービス提供体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき以下の単位数を加算しているか。 (1) サービス提供体制強化加算(I)イ 36単位 (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ 24単位	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※厚生労働大臣が定める施設基準 (平成27年厚労省告示第96号の二)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月当たり延訪問回数が20回以下の事業所 延訪問回数は前年度(3月を除く。)の1月当たり平均延訪問回数をいう。 利用者に事前に説明を行い、同意を得ること。 <p>※厚生労働大臣が定める地域 (平成21年厚労省告示第83号の二)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該加算を算定する利用者については、運営基準第48条第3項第一号に規定する交通費の支払いを受けることはできない。 <p>※厚生労働大臣が定める基準 (平成27年大臣基準告示の五)</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(I)イ</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業所のすべての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。 事業所のすべての従業者に対し、健康診断等を定期的に行うこと。 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上 <p>(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上 		報酬告示 別表の2の注6 解釈準用 (第2の2(17) ②~④)	
		報酬告示 別表の2の注7 解釈準用 (第2の2(18))	
		報酬告示 別表の2の注8	
		報酬告示 別表の2のロ 解釈 第2の3(7)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
11 介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和3(平成33)年3月31日までの間(4)～(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間</u>、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から10までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から10までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から10までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	適・否
12 介護職員等特定処遇改善加算	<p><u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</u></p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) <u>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</u> <u>2から10までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</u></p> <p>(2) <u>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</u> <u>2から10までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u></p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※厚生労働大臣が定める基準 (平成27年大臣基準告示の六)</p> <ul style="list-style-type: none"> 加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。 介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。 年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。 	<p>○介護職員処遇改善計画書 ○実績報告書 ○研修計画書</p>	<p>報酬告示 別表の2のハ</p> <p>別途通知 「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	
<p>※厚生労働大臣が定める基準 (平成27年大臣基準告示の六の二)</p>		<p>報酬告示 別表の2のニ</p> <p>別途通知 「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	